(A5判 二八一頁 一九七六年二月 東京大学出版会 二七〇〇円)れの思想を具体的状況のもとで把握したとはいいがたいであろう。貫してとらえてきた要素であって、それへの論及なくしては、か

Eric Bournazel

Le gouvernement capétien au XII^e siècle, 1108–1180. Structures sociales et mutations

institutionnelles.

JII

溫

貴族層からイール・ド・フランスを中心とする地域の城主、騎士 世本の主張を維持して一三世紀の元ーで記してはきわめ 一九六五年にルマリニエは『カペー家領邦》の拡大と安定化、直 をする。この時期の諸王はイール・ド・フランスを 中心とした国王直轄支配圏(カペー家領邦)の拡大と安定化、直 をする。 一九六五年にルマリニエは『カペー朝初期の国王統治』 Le gouwernement royal aux premiers temps capétiens (987-1108) を をする変動がある程度明確となった。すなわち一一世紀の王政の実質を 明らかにしようとした。その結果国王の中央行政の一一世紀にお ける変動がある程度明確となった。すなわち一一世紀を通じて国 王文書副署人は司教及び領邦君主、フランキアの伯といった高級 大きな動がある程度明確となった。すなわち一一世紀を通じて国 正文書副署人は司教及び領邦君主、フランキアの伯といった高級 大きなのようとして、この時期の諸王はイール・ド・フランスを 神る変動がある程度明確となった。すなわち一一世紀を通じて国 である。 一九六五年にルマリニエは『カペー朝初期の国王統治』 Le gouwernement royal aux premiers temps capétiens (987-1108) を をする変動がある程度明確となった。すなわち一一世紀を通じて国 である。 一九六五年にルマリニエは『カペー朝初期の国王統治』 Le gouwernement royal aux premiers temps capétiens (987-1108) を をする変動がある程度明確となった。すなわち一一世紀の主政の実質を をするの表によるなの表による地域の城主、騎士 評

審

るところを要約する

らを通じてイール・ド・フランスをより強固に掌握する。 ランスの大小の城主層及び騎士の世界の出自であって、王権は彼 王文書副署人の中核となる。これらの国王大官はイール・ド・フ リーとしての国王大官(グラン・ゾフィシエ)——セネシャル、 方法においてはブールナゼルはルマリニエを超えることをめざし ルマリニエの研究の続篇ともみることができよう。 紀におけるカペー朝の統治』は扱う対象及び時代からいえばこの っていた。 に強化してゆくことを展望して、その研究を一一〇八年でうち切 ニエはかかる基礎の上に立った王権が一二世紀にその支配をさら コネタブル、シャンブリエ、ブーテイエ――が大量に登場して国 ?の層へ下降してゆくのであるが、一一世紀末から新しいカテゴ 今回筆者が書評の対象とするブールナゼルの『一二世 しかるにその ルマリ

の集団が果した役割を考察する、 紀末の制度変革、より具体的には国王顧問会議の発生に、これら 中央行政機構としての「宮廷」の制度史と結合させる、 ド・フランス社会史の中に位置づける、③これらの研究成果を、 成した人物を正確に把握する、②彼らをグループとしてイール・ 研究の手続きは次の通りである。 世紀にかけての制度的大変革の起源を探ることと規定する。 れらの研究手続きに対応している。 著者は序説で、 組織、 人物を明らかにすることによって一二世紀末から一三 本書の目的を、一二世紀カペー王権の統治の方 ①まず一二世紀の国王側近を構 以上である。 以下、章ごとに著者の述べ 本書の四つの章が 4)二二世 その

> 場に居合わせたものとして国王大官一名の名が挙げられている例 拠としては採用しない。事実既に一一一四年において上述の書式 同 Astantibus, Presentibus, Viventibus de palatio quorum... 段として、国王文書の中の「某の嘆願により」「某のために」と 在」者を明示した国王文書は全体の中での割合が比較的低く、一 があるのである。このような限定を加えると、文書発給時の「臨 による国王大官四名の副署があるにも拘らず、別にわざわざその ...に導かれた国王大官の副署については、これが既に形式化した するわけであるが、その際一二世紀の正式文書において特定の語 ルナゼルはこの方法を貴重なものとして評価し、基本的には継承 在」(la présence auprès du roi)を示す証拠を収集した。 証人リストその他の、 とする。 ら影響力を示す書式から抽出される人物と、時おり現れる「臨在 れ自体では国王側近であることの証明にはならない。 いった「王に対する影響力を示す書式」に注目する。これらはそ 一五〇—五五年以降はほとんど見られない。 「擬署名」になっている可能性があるため、 章では国王の周りに常時従っていた人間集団を把握しよう ルマリニエはかつて同様の目的で、 その文書発給時における王の傍らでの「 現実の「臨在」の証 国王文書から副署、 そこで著者は補助手 しかしこれ

そこから次のような結論が導かれる。 ル マ IJ = 工 が 世紀に うして得られた結果を社会カテゴリーに従って分類し、 年代記、寺院文書その他の史料を併用して総合的に判断する。 が導かれる。一一五五年以降については、上述の事情のために、 を示す書式が指し示す人物とが一致した時に、

初めて一定の結論

時代順に

置づけられるグループとは社会的出自においても差があるだろう ある。ここで著者は、 先述のもうひとつのグループが現実の国王側近の中核となるので グループが併存する。一一五〇年を境に国王大官職は名門城主、 が存在しており、ルイ七世時代に入っても一二世紀半ばまでは両 付司祭等の下級の宮廷役人を輩出しているもうひとつのグルー たしかに時おり司教、 国王大官はしだいに国王側近に参加することが稀になる。 領邦諸侯といった高級貴族層の手に移るが、それと同時にこれら 大きな役割を演じている。 ン・ドニ修道院長シュジェルを別とすればこれらは例外的現象で 国王側近の社会水準は一二世紀に入っても上昇することはない。 ついて確立した大きな結論のいくつかは一二世紀にも妥当する。 ・プである。 真の国王側近を構成しているのは社会的により均質なグル あるいは集団で王の傍らに現れていることがあるが、 ルイ六世時代は何よりもまず国王大官が側近の中で 一二世紀前半の国王大官たちとその下に位 修道院長、世俗高級貴族を代表するものが しかしこれと並んで小姓、 国王礼拝堂 かくて 4)-プ

モンレリー=ロシュフォール家がフランキアの「第一次城主層」と対す。この系譜学的実証の当否を論ずることは筆者のよくなら始める。この系譜学的実証の当否を論ずることは筆者のよくなら始める。この系譜学的実証の当否を論ずることは筆者のよくなら始める。この系譜学的実証の当否を論ずることは筆者のよくなら始める。この系譜学的実証の当否を論ずることは筆者のよくないの国王大官職を独占した三大家系――モンレリー=ロシュフに世紀の国王大官職を独占した三大家系――モンレリー=ロシュフを

という問題を提起して第二章に入る。

うかという疑問が残る。

紀末からである、とされる。ただ著者自身の叙述の中にも一二世 となった。 れており、前述の傾向はそれほど明確な形で読みとり得るのだろ 紀前半における国王騎士家系と城主家系の通婚関係はいくつか現 ており、彼らと古い城主層との通婚関係が一般化するのは一二世 よれば十二世紀においても彼らは単なる騎士の家系と多く縁組し て過去とあまりにも対照的な高位に上昇したのであるが、 であった。ガルランドやサンリスの家は国王の特別の信任を受け からルイ六世時代の大多数の国王役人はこうした国王騎士の出自 となったものを「国王騎士」と呼ぶ。フィリップ一世時代の末期 る。国王がしばしば滞在した都市ではこれらの騎士は国王の直臣 る存在が一一、一二世紀の北仏都市に広く見られることを強調す 付属する防塞設備の守護の任に当たった騎士であり、著者はかか 市騎士の世界に起源をもつ。 に属するのに対し、 著者はこうした都市騎士ないし城砦騎士で国王の直臣 ガルランド、 都市騎士とはシテに居住し、 サ ンリスの両家は城砦騎士、 著者に

る質的な差があるのか。著者は残念ながらその点を明確にせず、しセニョルと呼ばれる場合と然らざる場合とでは支配権にいかないとこれでいることを著者は指摘する。では保有する城のドミヌスない世紀に既にドミヌス・カストリーと呼ばれないのに対し、後半にならなければドミヌス・カストリーと呼ばれないのに対し、後半にならなければドミヌス・カストリーと呼ばれないのに対し、後半にならなければドミヌス・カストリーと呼ばれないのに対し、たいることを著者は指摘する。では保有していても一二世紀地財産、バン領主権、上級封主権などから成っている。しかしガル財産、バン領主権、上級封主権などから成っている。しかしガルは対策を明確にする。これらはいずれも土水に著者は三大家系の家産を問題にする。これらはいずれも土水に著者は三大家系の家産を問題にする。これらはいずれも土

鄠

ぎない。かくて著者は、国王大官を一般的にイール・ド・フラン 王に忠誠を尽くした。王権は門閥城主層と対抗関係にあり、これ こうした都市との接触に即応した先進性を持っており、所領経営 **寄進者としてのみ現れる。またガルランドやサンリス一族はしば** 古くからのドミヌス・カストリーを門閥貴族とみなし騎士をこれ れたのであり、モンレリーニロシュフォール家がセネシャルにな ら国王騎士を重用するのは当然であった。著者によれば国王大官 産の中には自主地を見出し得ないことである。彼らは家産のほと のあり方もきわめて革新的である。さらに特徴的なのは彼らの家 しば都市に居住し、そこに家屋や店舗すら保有していた。彼らは の場として祈禱院を建立し保持しているのに対し、サンリス、 に対置しているに過ぎない。次に古い城主家系がその家族の追福 ことになる スの城主、 ったことは一二世紀前半までの時期においてはひとつの例外に過 はおそらくアンリー世時代からこうした国王騎士層の中から選ば んどを王から受けており、それゆえに古い城主層よりもはるかに ルランドのような家はこれら祈禱院の建立者となることはなく、 騎士層に結びつけたルマリニエの見解に鋭く対立する

料の乏しさから不詳のままに残される部分も多い。彼らが騎士の 世界に属することは凡そ解るが、彼らの家系と王権との古くから 下級役人や無称号の聖俗の側近たちについて家系及び家産の研究 の関係については必ずしも明確ではない。著者はさらに彼らの、 属することを検証せんとする。ここでは著者の努力にも拘らず史 を行い、彼らがガルランドやサンリスと同様に国王騎士の世界に 次いで著者はフィリップ一世時代からルイ七世時代までの宮廷

> の出自の者であったとして第二章を結ぶ。 を通じて国王側近の恒常的メンバーを構成したのはこの国王騎士 パリ商業との密接な関わりを指摘する。最後に著者は、一二世紀

く、むしろ国王に近侍するものの集団のリーダーとしての性格 はできるが、全体として彼らは特定業務を担当する行政官ではな 持っていたらしい。ここにある程度の専門分化の芽を見出すこと 彼らはより下級の宮廷役人の諸グループに対しそれぞれ統率権を 紀前半の史料が与える限りでの国王大官像を検討する。その結果: pétiens, 1891)。 しかし著者はこのような方法を斥けて、 institutions monarchiques de la France sous les premiers ca-彼の根本命題に立脚しつつ、カロリング期の宮廷機構を一二世紀 ー王政はその本質においてカロリング王政の延長である」という の構造的変化を把握しようとする。 いたという命題は何ら裏付けのないものとして否定される。ただ ャンブリエ、シャンスリエがそれぞれ専門分化した職務を持って に投影し、諸大官職に明確に専門分化した職務を帰属させた。 一二世紀前半においてセネシャル、ブーテイエ、コネタブル、シ (『初期カペー朝治下におけるフランス君主制度史』 Histoire des 第三章は国王大官職の制度史を中心に据えつつ、「宮廷」全体 かつてリュシェールは「カペ

リア」と呼び、 える。すなわち彼らは主君としての国王の成功に与かろうとする の分析の中で検出した「若党」(ユヴェネス)に類するものと考 この国王近侍者の集団を著者は史料の語に従って「国王ファミ その社会的性格をかつてデュビイが北仏貴族社会

5 身分であると告発することは不可能でも馬鹿げたことでもなかっ あることを実証しようとする。 相続や身分に関する訴訟事件の史料を根拠に彼らが隷属民起源で 王のファミリアにも属しているのである。さらに著者はこの国下 た」という命題をひきだしている。これは全く奇妙な論理である。 自由人であったという宣誓を行なって承認された。著者はここか 統からして隷属民であるという密告を受け、王の前で父と祖父が てしばしば現れるアンリ・ル・ロランは一一一二年に、父方の血 ファミリア構成員の法的地位の問題に論を進め、一二世紀前半の の貨幣封及び国王司教座、 国王騎士の集団である。 著者の論理に混乱が見られる。たとえばルイ六世の側近とし 一二世紀前半においても 「国王近臣のひとりに対し、 すなわち彼らは種々の教会団体のファミリアに属しつつ国 またこの集団構成員の規則的収入は国王 国王修道院の司教、 しかしここでは実証が不充分な上 院長の貨幣封であ 隷属

は一二世紀初から、国王大官職がもつ社会的威信の上昇とそれにともあれ著者は、かかるものとしての国王ファミリアの一体性

には赞成できない。

を直ちに自由民―隷属民という法的身分の問題に結びつけること

かし、そうした従属の紐帯のあり方という政治的、

社会的な問題

きであろう。もちろんファミリアという表現が一二世紀において

な意味での隷属身分とは両立し難いものになっていたと考えるベアンリの父方の身分が本当は何であったにせよ、国王騎士は法的分観念があったからこそ、密告は密告たりえたのではなかろうか。隷属身分であれば国王骑士としてふさわしくないという当時の身

ループに委ねられる。

も「緊密な従属」を示したという指摘は筆者にも異論はない。

統治の仕事は国王ファミリアの中から新たに抬頭してきた側近グ が漠然と融合していた古き宮廷の一体性は破壊された。 方、国王大官職が名目化したことによって、統治と宮中の家政と りの回復を求めて王政の儀式に参加してきたことを意味する。 したことは、王権の実力と威信の増大により、彼らが王との繋が となる。一二世紀後半以降高級貴族がこうした国王大官職を取得 でパンを切り皿を運ぶことであって、 強調されるようになる。たとえばセネシャル職とは今や王の食卓 るいは特定の職を空席のままに保つというものであった。 しつつ制限を加えてゆき、ついにはその権限を空洞化させる、 年以降新しい政策で対処した。それは国王大官職の権限を明確 官職の独占や世襲を狙う。国王はこうした傾向に対し、一一二七 なわちモンレリー=ロシュフォールのような門閥貴族がセネシ 伴う職の争奪の激化によってしだいに破壊されてゆくとする。 ル 、職を求め、 国王大官職は名誉職化すると共に、その最も家内的な性格が あるいはガルランド、 サンリスのような家が国王大 職務というより儀礼的役割 実質的な その結 す

いかなる人びとからいかなる形で助言を徴していたかが問題にないうのが著者の意図である。まず一一、一二世紀カペー朝諸王はからのが著者の意図である。まず一一、一二世紀カペー朝諸王はウム)の義務に起源を持つものだろうというのである。この国王前間会議の発生過程を一二世紀に、より明確な形で検証しようと、対したもので、封臣義務のひとつである助言(コンシリ議の特殊化したもので、封臣義務のひとつである助言(コンシリ議の特殊化したもので、対していたかが問題にないかなる人びとからいかなる形で助言を徴していたかが問題にないかなる形で助言を徴していたかが問題にないかなる人びとからいかなる形で助言を徴していたかが問題にないかなる人びとからいかなる形で助言を徴していたかが問題にないかなる人びとからいかなる形で助言を徴していたかが問題にないかなる人びとからいかなる形で助言を徴していたかが問題にないかなる人がある。一般に国王顧問会議の拠

鄠

同 王騎士、 語としてファミリアレスの呼称を用いる。一二世紀前半において 国王側近はたしかに宮廷役人としての面をもち、また封臣でもあ らの語をそれほど歴然と区別して用いていないことを指摘する。 というフリッシュやリュシェールの対比を批判して、 と封臣会議(クリア)に属する臣下(プロケレス、フィデレス) 者はここで、宮廷(パラティウム)に属する役人(パラティニー) 1 輪郭を与えられた恒常的側近グループであり、時に応じてパラテ ったのである。この時期の国王の主要な助言者は第一章において かった。それゆえ国王集会は決して重要な助言徴集の場ではなか たであろうし、多くは政治的意味を持たない儀礼的集会に過ぎな がりから見てこれらの集会の決定の効力は限定されたものであっ 二世紀前半までは、これに参加した聖俗貴族たちの数と地理的広 王集会」が存在していたことで史家は一致している。しかるに ファミリアレスは主として国王大官を指したが、世紀半ばには国 『時代人によって真の顧問官とみなされていたのである。 ·ニー、クリアレス、 しかし著者は国王側近グループの性格と起源をよりよく示す この時代にはカロリング期のプラキトゥムの伝統をひく「国 国王聖職者にも用いられる。 ファミリアレス等の語で呼ばれている。 かかるファミリアレスこそ 史料はこれ

ここで集会参加者に求められているのは助言ではなく王の政策に 彼らは国王文書においてもはやプロケレス(首長たち)ではなく め前述の国王集会もいまや大諸侯を始めとする多数の参加者 また王国全体に影響を及ぼすような諸政策をとり始める。 一二世紀後半に入ると王権は王国全体に対する優越性を主張し ネス (封臣たち) と呼ばれる-ーを得ることになる。 しかし そのた

> に至る。 まや国王大官に替わって側近の中核となった幾人かに用いられる 枠づけていったのはやはりファミリアレスであった。この語はい 対する支持と協賛に過ぎない。国王と共にこれらの集会を準備し

ない。かくて顧問会議の発生は一二世紀後半の宮廷の巨大な制度 文書の中で言及されるようになる。この顧問会議構成員こそまた の時期に王の顧問会議(コンシリウム)という機関の存在が国王 廷を意味するに至る (家政と統治の分離!)。 そしてまさしくこ るようになるのに対し、クリアは政治的、 造物、ドムスが建造物の他に王寮(オテル・ル・ロワ)を意味す シュジェルの果した役割やパリの学校におけるローマ法研究の影 ともあれ著者はこうした制度的変革の起源にサン・ドニ修道院長 治史の分析と結びつけばより説得力を持ち得たのではなかろうか。 語例の展示に終始した観があり、実証はいささか弱体である。 的変革に結びついていたと著者は結論する。ただこの第四章は用 クリアを主導した人びとであり、それがファミリアレスに他なら 宮廷を指した術語はしだいに整理され、パラティウムが宮廷の建 これと同時期にパラティウム、 ドムス、 司法的機関としての宮 クリア等かつて漠然と

する。 彼らに委ねたのである。著者はこの点にカペー王権の最大の賢明 聖職者らのファミリアレスに対する信任を変えず、 高級貴族が王との接触を求めてきた時にも、 結論の草で著者は論旨をもう一度要約すると共に次の点を強 すなわち一二世紀後半に王権が再び諸侯の注目の的 彼は国王騎士 統治の実務 国王

響などを想定してこの章を結んでいる。

になる。かくて「法曹家(レジスト)の時代が来た」と述べて著さにこの時期から別の新しい集団が国王顧問会議を主導するよう士の末裔は外に冒険の場を求めなければならなくなる。しかしまとより深く持続的な紐帯をとり結ぶようになり、かつての国王騎さを見出している。一二世紀末から一三世紀には王権は高級貴族

者は筆を置いている。

あくまでも一二世紀という時代全体の中において理解しようとすと者の意見を述べてきた。本書には主として史料的制約に起因すいまひとつの魅力は、統治機構とその中にあった人間集団を、いまひとつの魅力は、統治機構とその中にあるを書きの出現によって一二世紀カベー朝の統治機構の中心に国王大官書の出現によって一二世紀カベー朝の統治機構の中心に国王大官書の出現によって一二世紀カベー朝の統治機構の中心に国王大官書の出現によって一二世紀カベー朝の統治機構の中心に国王大官書の出現によって一二世紀という時代全体の中において理解しようとす。

接に関わるのは第二章、第三章において輪郭を与えられた国王騎産物がこうした方法から生まれ出た。だが本書のテーマに最も直問題、パリのローマ法学者と国王側近の人脈関係等の興味深い副さらには文化史の成果と結合されなければならない。都市騎士の

士、その集合としての国王ファミリアという存在であろう。彼ら

層のそれにも比すべきものといえよう。フランスの他の領邦の統ける彼らの役割は、神聖ローマ帝国シュタウファー朝の帝国家人は担い手ではなかったろうか。その場合にはカペー朝の統治にお紀において宮廷官職のみならずプレヴォ等の地域行政官職の主要と共に家産的役人として活動する。彼らはおそらく一一、一二世と共に家産的役人として活動する。彼らはおそらく一一、一二世と共に家産的役人として活動するものであり、直属小封臣であるは何よりも国王に緊密に従属するものであり、直属小封臣である

(一八八頁 一九七五年 Limoges, Presse Universitaires de France)著者ブールナゼルはリモージュ大学法経学部助教授である。なおっては、以後この書を避けて通ることはできないであろう。なおいずれにせよフランス封建社会の政治権力構造を考える者にといずれにせよフランス封建社会の政治権力構造を考える者にと

治機構にもかかる集団を見出しうるのであろうか。

(京都大学大学院生

る著者の方法である。その結果制度史は最近の一二世紀社会史